

SIHDA 大阪大会司会者・参加者覚書集

※司会者・参加者から四葉を得て掲載する。

SIHDA2024Osaka 司会者所感

田口 正樹

SIHDA に参加したのは今回が初めてで、全体に興味深い体験であった。これまでに参加したことのあるドイツ法史・ドイツ史関係の学会と比べて、より多くの国と地域から参加者が集い、プログラムもより多彩であるという印象を持った。

私が司会を仰せつかったのは9月26日のドイツ語セッションで、広い意味での自然法に関係する報告で構成された部会であった。Zdravko Lučić (Sarajevo), *Zum Verhältnis von ius gentium und ius naturale* は、D. 50 のいくつかのローマ法文とキケロの *De legibus* などを史料としつつ、アリストテレス、セネカ、クインティリアヌスまで含めて幅広く論じた。Marlene Peinhopf (Graz), *Coll. 2.5.1 - Zur Frage der Wechselwirkung zwischen iniuria und hybris* は、表題法文から出発して、ローマ法文における *iniuria* の内容の変遷とアリストテレスなど哲学の議論との関係を検討した。Nadja El Beheiri (Budapest), *Natura humanae condicionis: Die Beschaffenheit des Menschen in den Entscheidungen der römischen Juristen* は、ハンナ・アーレントの議論も参照しつつ表題に関するローマ法学者の言説を分析した。質疑では特に Gabor Hamza 氏の発言が目立った。司会者としては、3つの報告のアプローチの多様さが印象深かった。もちろん、すべてローマ法文が史料なのだが、取り扱いの視角と突き合わせる他の史料の種類がバラエティに富んでいた。

司会職務の必要もあって、セッションの前後に報告者と話をする

機会があったことも、貴重な体験であった。Lučić 氏からはボスニア紛争の話をうかがい、戦争と分断の中で営まれるローマ法研究の意味に思いを馳せ、報告テーマの重さを考えさせられた。SIHDA「常連」の Peinhopf 氏から、部会報告と質疑にとどまらない参加の「効用」を聞くことができたのも面白かった。

SIHDA2024Osaka 大会に関する参加の感想

西村重雄

今回の大会は、大阪大学関係者、ならびに、準備組織委員会関係者の献身的なご尽力により、世界各国から多くの報告者ならびに参加者を得て開催され、大変意義深いものとなったように思われます。大会報告で多くのことを学んだ参加者のひとりとして、そのご尽力に厚く感謝申し上げるところです。

今後に生かす経験としては、報告対象の主要法源の紙媒体の配布がある場合には参加者間の行き届いた議論ができたように思われます。また、参加者各自の事前学習のため、報告題名とともに主要法文を事前に（遅くとも開催 1 週間前）に知ることが出来ると良かったことでしょう。

なお、法文解釈をめぐる細かな議論が出来るだけの語学力涵養の必要性をあらためて痛感しました。（以上）

「第 77 回国際古代法史大会——司会の報告」

林 智良

この度の第 77 回国際古代法史学会大阪大会では、パネル司会を 1 件務めた。そのあらましを報告したい。

2024年9月24日は大阪大学中之島センターにて16時30分より契約法を共通論題とする英語での1パネルの司会を行った。ここでは Lihong Zhang、Gergely Deli、Pascal Pichonnaz の三氏が発表予定であったが、ハンガリーの Deli 氏（第78回の国際古代法史学会を共同主催予定）が本国での公務により欠席されたため、残るお二人の発表の司会を務めた。いずれも質疑応答の形式的な整理にとどまったものの活発なやりとりの見守りが出来た。

Pichonnaz 氏の発表では、法文史料に現れる、契約関連の“*causa*”概念が有する多義性が印象的であった。そこで、「口頭での質疑応答全てを追うことは出来なかったが」と白状したのは正直すぎたかもしれない。（2025年1月31日 攔筆）

SIHDA 2024 大阪大会に参加して

吉原達也

2024年9月、伝統ある「国際古代法史学会 SIHDA」が初めて日本で開催され、これに参加できたことは筆者にとってきわめて喜ばしいことであった。林智良教授、五十君麻里子教授を中心に、この間長期にわたる開催準備と運営をみごとに実現された関係各位にこの場を借りて心よりの御礼を申し上げるしだいである。

大会第1日は、基調講演として、大久保健晴教授（慶應義塾大学）「近代日本における国民国家形成に与えたローマ法研究の意義」（*The Influence of Roman Law Studies on Building a Nation-State in Modern Japan*）及び西村重雄教授（九州大学名誉教授）の「なぜ、学説彙纂になお新しいことが見いだされるのか？—Scaev. D. 42, 8, 21 に関する短い考察」（*Warum findet man noch “etwas Neues” in den*

Digesten? -- eine kurze Bemerkung zu Scaev. D. 42, 8, 21) が行われた。

大久保報告は、ローマ法を初めとするヨーロッパ諸学の受容に大きな影響を与えた西周、小野梓から穂積八束に至る先人たちの業績の意義を改めて、考える機会となった。

西村報告は、綿密なエグゼゲゼを通じて *actio Pauliana* をめぐる議論に新しい視点を示されたものであったが、冒頭で、大阪の生んだ町人学者である富永仲基の「加上法」についての言及は、富永の方法論が、エグゼゲゼの意義及び西村教授が関心を寄せられるサヴィニーによる「生ける直観」(*lebendige Anschauung*)に対する姿勢を理解する上で大きなヒントを示されたものとして印象に残った。

さらに第 3 として、九州大学・堀賀貴教授研究室によるオスティア発掘の成果が VR によって視覚的に再現された企画は、考古学と、歴史学さらにローマ法学との関係の発展を予感させるものとして今後に大きな期待を抱かせるものであった。

大会 2 日目 (9 月 24 日)、司会を担当した第 1 セッション (1C) では、ベラスケス・アロヨ博士 (Dr. Laura Velázquez Arroyo、メキシコ国立自治大学 UNAM 所属) による「占有、その起源と発展、政治的主権及び宗教的現象から、農業的機能を経て私法に至るまで」(*Possessions. Origin and development. From political sovereignty and sacred phenomenon, to its agrarian function up to the private law*)と題する報告がなされた。博士によれば、ローマの占有 *possessio* は、従来単数形かつ抽象的に語られることが多いが、しかし、ローマ法の資料は、*possidere* (占有する)、*possessio estere* (占有の状態にある)、*possessio[nem] habere* (占有を有する) など多様な形態を示すものであり、これらを識別しつつ全体として観察することにより、占有と

いう現象をその起源から段階論的に提示することができるとされる。possessioを理解するうえで、貴重なご報告であったが、限られた時間内のものであり、司会者の不手際もあって、十分に論旨を展開していただけなかったことをおわびしたい。一言附言すれば、木庭顕教授の占有論研究とも重なり合う視点が提示されていたように思われ、今後の博士による研究のさらなる進展に注目していきたいと考えている。

アイシェ・オンチュル博士 (Dr. Ayşe Öncül、イスタンブール大学法学部) による第2報告題目は「カエキリア・ディディア法に関する考察」(Thoughts on Lex Caecilia Didia) であった。Lex Caecilia Didia (前98年) は、民会における投票が提案に沿った形で行われることを保証し、その濫用の防止を目的として制定された。同法により、相互に密接に関連する主題のみが法案および投票の対象となるべきであるという規則 (いわゆる単一主題ルール) が導入された。その結果、関連性のない主題を含む法律 (leges saturae、いわゆるオムニバス法) は、これ以後禁止されることになったされる。

本報告は、共和政ローマにおける同法の立法プロセスに注目し、leges saturaeがなぜローマで禁止されたか、その理由を考察しつつ、現代との比較を試みたものであった。制定された法律によって何が定められ、何が定められなかったか、人々はそれをどのように認知し、認知しなかった (できなかった) かという問題は、林教授による第3報告のテーマとも重なり合うものであった。

第3報告は、林智良教授 (Prof. Dr. Tomoyoshi Hayashi、大阪大学) による「ポンポニウス『エンキリディオン』単巻書 (D. 1,2,2) の再

読試論」(An Attempt to Reread Pomponius Enchiridii Liber Singularis (D. 1,2,2))であった。林教授は、学問としてのローマ法学の歴史に関心を有しておられるが、本報告では、ポンポニウスの長文の法文(D.1,2,2)を手がかりに、lex 及び ius について、その秘密性、公開性及びその解釈という視点から新たな読み解き方を提示されるとともに、日本において「法」がどのように人々によって受け入れられてきたか、布告制度の変遷(江戸時代の高札から明治以後の「官報」へ)のなかで、「法」の秘密性と公開性(一部の法文書が秘密にされなければならなかった理由、また他の法文書がどのようにして人々に共有されたのか)について、比較法文化論的観点から考察を試みられたものであった。

例えば、佐藤進一編『中世法制史料集第一巻鎌倉幕府法』の登場によって御成敗式目について、現代のわれわれは、当時の人々より圧倒的に膨大な知識量を有する。式目の詳細は鎌倉あるいは六波羅の一部に留められ、一般に熟知されていなかったであろう状態は、同報告が示す秘密性、公開性、その解釈という視点からも比較分析可能なのではないかという印象をいだかせるものであった。

大会第3日のエクスカーション「能勢の浄瑠璃」観劇は、地元の方々だけでなく多くの方々のご尽力によって途絶えかけた伝統が守られさらに発展させられた姿を知ることができ、広島神楽をはじめ中国地域で行われている神楽の伝統も、戦後地元の人々の努力によって守られて受け継がれてきたことと重なりあって、大きな感動を覚えた。学会のすべての企画には参加できなかったが、多くのことを学ばせていただく貴重な機会を与えていただいたことにあらためて感謝申し上げます。(2024年12月31日記)